

平成26年産米の価格暴落に対する緊急対策を求める意見書

平成26年産米の収穫を終え、本県産コシヒカリの60キログラム当たりのJAの概算金が9,000円とかつてなく暴落したことに対し、稲作農家は、来年以降の水稲作付に大きな不安を抱いている。

近年、米の生産費は、肥料や農薬の高騰に加え、農機具や乾燥機の燃油高騰などによってコストが上昇し、今年の米の価格では、地域の水田農業を担ってきた専業農家や営農組合への影響が特に大きく、来年の再生産ができない深刻な状態になってきている。

本市においては、農地中間管理機構を通じて担い手への農地集積を進めているところであるが、地代も支払えないような米の価格では、担い手への農地集積による規模拡大は根底から破綻してしまう。

また、本市における農業は、稲作経営が主であり、その作付面積は、約1,845ヘクタールになるが、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に該当する経営体の作付面積は約81ヘクタールと本市全体の4.4%程度にすぎず、今回のような米の価格暴落が与える影響は大きく、離農農家の増加が懸念されるなど、本市農業が一気に崩壊しかねない問題であると危惧する。

よって、政府において、稲作農家が希望と意欲を持ち、安心して米づくりに取り組めるよう、下記事項について強く要望する。

記

1. 生産目標数量を超えて生産された米や民間の過剰な在庫米は、国の責任において買い上げ、需給と価格の安定を図ること。
2. 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の早期発動と支払いを行うこと。
また、未加入者への対策を早急に行うこと。
3. 離農農家が急増した場合の対策として、担い手となる専業農家や営農組合への支援策を充実すること。
4. 担い手への農地集積を後退させないため、地代の下落により貸し手の貸し渋りが生じないように、担い手には再生産可能な地代に抑えつつ、貸し手には従来の賃料が維持され、その差額を補填する制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月 日

笠間市議会議長 小園江 一三

【意見書提出先】

内閣総理大臣

農林水産大臣

衆議院議長

参議院議長